



市議会キッズページ



市議会に要望（お願い）や意見があるときは？

私たちは、市の仕事について、「こうしてほしい」という要望（お願い）があるときは、市議会に直接、文書で伝えることができます。

このうち、その意見などに賛成する議員の紹介があるものを「**請願**※」といいます。

また、議員をとおさず、市議会に直接提出されたものを「**陳情**※」といいます。

※請願には、紹介議員の署名が必要です。



請願について



皆さんからの請願を受け付けたら、その内容をよく調べたり、話し合いを行います。結果、市議会が採択（「そのとおり」と認めること）された場合は、まちづくりの中で行うように市長へ伝えます。国や県の仕事についての要望（お願い）は、実現してほしい内容を書いた意見書を、国や県に提出します。

①受け付け



請願の文書を議会事務局で受け付けします。

②審議・審査



請願に書かれた要望（お願い）などについて、本会議や委員会でよく調べたり話し合いを行います。

③採択の場合



市議会が採択（「そのとおり」と認めること）した内容は、市長に伝えられ、よりよいまちづくりのための仕事が進められます。

※意見陳述



請願を提出した人は、申し出の手続きをすれば、委員会の中で自分の意見を述べるすることができます。



国や県の仕事についての要望（お願い）は、国や県に意見書を提出します。

陳情について



倉敷市では、陳情は議員全員に要望（お願い）内容をお知らせします。市議会での話し合いなどは行いません。